



# 新年のご挨拶

日本弁理士会会長 杉村 純子

明けまして、おめでとうございます。

一昨年より続くコロナ禍の中で、繰返し訪れる感染拡大の波に翻弄される日が続いております。コロナ禍の終息が見通せない中では、将来を見据えた事業展開も難しい状況ですが、その一方で、この2年間に亘るコロナ禍で得た経験や知識を活かし、よりリスクを抑えたニューノーマルな生活を模索し、この困難を乗り越える力強さも身に着けて来ております。決して乗り越えることができない困難は無いと信じ、これからも皆様と一緒にこの難局を乗り越えていきたいと思っております。

## 1. 会務運営のニューノーマル化

感染リスクを下げる目的で導入されたWEB会議システムですが、現在は会内の委員会等の活動をはじめ、研修会や説明会、各種機関との打ち合わせなど、多岐に亘り活用されています。

WEB会議システムは、従来の対面式と比較し意思疎通が図り難いなどの問題も指摘されていますが、時間や空間に係る障壁を下げるアクセス性の良さ、会場費や交通費の削減による低コスト化、参加人数や参加対象者を容易に調整できる利便性などにより、これからは会務運営の重要なツールとなって行くことは間違いありません。

本年度に新設したDX委員会からも、ニューノーマル形式の会務運営について多くの提案いただきました。特に、地域会が開催する無料相談会について、緊急事態宣言やまん延等防止措置が発令されている中でも、相談員の事務所等から対応できるようルール作りを行い、一部の地域会では既に実施されています。また、パテント誌の電子書籍化を本年1月から開始し、掲載情報へのアクセス性だけでなく、会員が所属する事務所や企業の業務負担の軽減にも寄与いたします。

国際会議等も渡航が難しい中であって、WEB会議システムを活用した開催が中心になっております。昨年には、米国知的財産権法協会、英国公認特許代理人協会、フランス弁理士会をはじめ、中華商標協会、中華全国専利代理師協会、韓国弁理士会等と多くの海外関連団体とWEBミーティングを開催し、積極的な交流を再開させたところです。また、シンガポール弁理士協会とは、昨年9月にWEB会議システムを活用して始めて交流を行いました。世界が一瞬に繋がる利便性を最大限に生かし、海外の各種機関・団体とも、これまで以上に密接な交流を図っていきます。

## 2. 弁理士法改正の施行

昨年5月に成立した特許法等の一部改正の中で弁理士法改正も行われています。①業務範囲の見直し、②一人法人化、③法人名称の変更が行われ、本年4月1日より施行となっています。特に、特許業務法人から弁理士法人への名称変更については、名称変更を行わない場合は法人の解散となるため、出来るだけ早い段階で名称変更を行うようお願いします。昨年9月及び12月には説明会を行うと共に、名称変更に係るマニュアルも作成しておりますので電子フォーラムでチェックをお願いします。

また、今回の弁理士法改正事項も含めた特許法等改正の研修を必修研修とさせていただきました。全会員が、令和5年3月末までにこの研修を受講する必要があるでございますので、こちらも早期の受講をお願いします。

### 3. 知財制度の牽引役として

コロナ禍は、世界全体の経済産業に大きなインパクトを与えました。ワクチンなどの新薬の開発は勿論のこと、半導体等のサプライチェーンの見直しなど、多くの課題に直面しております。また、カーボンニュートラルのようなグローバルな課題解決にも我が国が積極的に取り組むことが求められており、今後より一層の技術開発や産業構造の転換を進めていく必要があります。

このように社会や産業が大きく変わろうとしている中で、知的財産権制度がこれらの社会ニーズにマッチしているのかどうかを検証し、より適切な制度へと変化させていくことが不可欠です。知的財産権制度を担う専門家であり、知財活用の最先端で日々奮闘している我々弁理士こそがこの問題と向き合い、日本弁理士会として制度見直しに向け積極的に情報発信をしていくことが求められています。

そのためには、地域会において地域の中小企業等のニーズを積極的に把握して、必要な制度や事業の見直しを提案したり、各種の附属機関や委員会等における議論を制度・運用改正に反映させるなど、我々の社会的役割を意識した会務活動が不可欠です。本年度は、知的財産の活用（訴訟等も含む）を検討する知財活用委員会、政策等の提言を検討する知財制度検討委員会を新たに設置しています。

### 4. 中小企業・ベンチャー・スタートアップ等への支援強化

今後の我が国の経済産業の発展を考える上で、中小企業・ベンチャー・スタートアップの役割は大変重要です。日本弁理士会としても、知的財産の側面からこれらの事業活動を支援しており、特に本年度からは知的財産経営センターを中心とした事業を展開しております。

具体的には、会長を本部長、担当副会長を副本部長とし、知的財産経営センター、知的財産支援センターおよび広報センターの各センター長並びに各地域会会長からなる中小企業知財経営推進本部を設置し、日本弁理士会全体として総合的な支援ができる体制を構築しました。これにより、中小企業庁や日本商工会議所などの他の支援機関との連携強化を図ることができ、中小企業等が必要とするサービスをタイムリーに提供していきます。

また、スタートアップ、中小企業等のニーズに応えるためホットライン「JPAA サポートデスク」を開設しました。昨年秋には、東海会で行っている弁理士紹介制度をさらに拡充して、関東会や関西会でも開始しました。この紹介制度は、企業や個人など様々な要望に対応する弁理士を紹介する制度です。さらに、従来の出願等支援制度を商標まで拡大し、中小企業・スタートアップ等への支援を強化しております。

### 5. 弁理士自治の重み

昨年3月26日に開催された臨時総会では、会員の意思を示す重要な決議が行われ、日本弁理士会の運命を会員自らが決めていく決議であったと思慮します。現執行部は勿論のこと、次年度にあってもこの臨時総会の決議を順守してまいります。

弁理士による高い自治を実現して行く上で大切なのは、組織の透明性を確保することです。日本弁理士会の事業の見直しや会務運営のスリム化を行うと共に、組織の透明性を図るため、従来の多数存在したワーキンググループを解散し、その活動を委員会の業務に組み込む組織改正を行っています。

また、より多くの人材を育成すると共に、組織内での人材の流動化を図ることも重要です。このため、所謂「6-8ルール」（委員会委員の任期に関する細則）を適用し、附属機関や委員会での人事の刷新も行っています。

### 6. 会員サービスの拡充強化

会員にとって日本弁理士会の重要な役割の一つに、タイムリーな情報提供があります。最新の知財情報をクライアントに提供したり、社内で共有することは、弁理士の重要な役割であり、知的財産権制度を円滑に運用するための重要な業務です。このため、関連機関から発表された情報をタイムリーに会員にお知らせすべく、情報提供の早期発信を強化しております。弁理士会からのお知らせメールが多数あると思いますが、会員の皆様にとりまして有益となる情報も多くありますので、ご確認いただきたくお願い申し上げます。

会員向けのサービスとして、新型コロナウイルス感染症の罹患により弁理士業務が困難になった場合には、緊急に相談できる相談窓口を会長室に設けております。何かございましたらご連絡をいただければと思います。

また、弁理士制度の将来を担う人材としての若手会員には、WIPO 職員への就職情報等、国際的にチャレンジできる場の情報を提供してきました。今後も継続して様々なチャレンジができる場の情報を収集して、会員の皆様に提供できるようにしていきたいと考えてます。

更に、登録が約10年以内の弁理士の方々と直接お話をさせていただく「会長と直接話をしてみよう！」の会合を昨年秋より開始してます。事務所弁理士だけでなく、企業弁理士の方にも参加いただき、また若手の先生方から会務運営についての有用なご提案もいただいております。今後の会務運営に活かしていきたいと思っております。

## 7. 最後に

国連サミットで採択されたSDGsを目標としている「2025年大阪・関西万博」に関して積極的に関与すべく、本会の委員会である大阪・関西万博対応準備委員会を大阪に設置いたしました。本年度、日本弁理士会が士業としてはじめて大阪・関西万博の共創パートナーに登録されました。今後は、大阪・関西万博事務局等とも連携して2025年の大阪・関西万博に向かって、全国規模で活動していく企画も進めてまいります。

また、執行部の動向を発信するため、この秋より日本弁理士会役員会ツイッターを活用することとしました。ぜひフォローをお願いします。

最後に、執行部として、また会長として行うべき仕事は山積しておりますが、会員の皆様のご理解とご協力をいただき、一つ一つ確実に処理していきたいと思っておりますので、本年も宜しく願いいたします。